



2015年10月9日

各 位

会 社 名 黒 谷 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役社長 黒 谷 純 久
(コード番号：3168 東証二部)
問 合 せ 先 総 務 部 長 山 崎 次 平
(TEL. 0766-84-0001)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年10月9日開催の取締役会において、平成27年11月25日開催予定の第30期定時株主総会に、下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

今後の業務拡充への対応を行うため、現行定款第2条（目的）に事業目的を追加するものであります。

また、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、新たに、業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように定款第29条及び第39条を変更するものであります。なお、定款第29条の変更に关しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成27年11月25日(水)

定款変更の効力発生予定日 平成27年11月25日(水)

(下線部は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(目的) 第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>(1) ～ (条文省略)</p> <p>(11) (新設) (新設)</p> <p><u>(12)</u> 前記各号に附帯又は関連する一切の業務</p> <p>(取締役の責任免除) 第29条 当社は、<u>社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令で定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p>(監査役の責任免除) 第39条 当社は、<u>社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>	<p>(目的) 第2条 (現行どおり)</p> <p>(1) ～ (現行どおり)</p> <p>(11) <u>(12) 計量証明事業に関する業務</u> <u>(13) 毒物又は劇物の製造、輸入又は販売に関する業務</u></p> <p><u>(14)</u> (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除) 第29条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、<u>当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>(監査役の責任免除) 第39条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>